

商標法50条に関する審決取消請求事件の分析 —使用事実の主張立証時期—



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

1 はじめに

「商標法50条に関する審決取消請求事件の分析」と題し、知財ぷりずむ2023年9月号14頁以下（以下、「前々論稿」という）及び2024年6月号1頁以下（以下「前論稿」という）にて、平成25年1月以降に判決のあった商標法50条に関する審決取消請求事件の請求を認容した裁判例を通じて、前々論稿では当事者の属性・商標の社会通念上の同一性の判断・通常使用権者の認定の各観点から、前論稿では使用証拠の評価の観点からそれぞれ検討を加えた。

前々論稿でも指摘したとおり、商標法50条に関する審決取消訴訟は、登録商標取消審決に対して提起された場合の請求認容率は45.1%と高い（前々論稿14頁）。その要因として審判段階では被請求人が何ら答弁せず、登録商標を取り消す旨の審決がなされた後、同審決の取消を求めて訴訟を提起するケースが多くあり、実質的な審理が訴訟で開始されるためであるとも考えられる（前々論稿19頁）。

この点、登録商標につき不使用取消審判が請求された場合の使用事実の主張立証時期については、最高裁第三小法廷平成3年4月23日判決¹（以下、「本件最高裁判決」という）が「商標登録の不使用取消審判で審理の対象となるのは、その審判請求の登録前三年以内における登録商標の使用の事実の存否であるが、その審決取消訴訟においては、右事実の立証は事実審の口頭弁論終結時に至るまで許されるものと解するのが相当である」と判示している。この判決によると、不使用取消審判の段階で何ら答弁せず、立証しなかったとしても、審決取消訴訟の口頭弁論終結時までに商標の使用の事実を主張、立証すれば足りることになる。

もっとも、同判決には「登録商標を使用しない者に商標権という排他独占的な権利を与えておく必要はないという点からすれば、『登録商標の使用の事実をもって商標登録の取消しを免れるための要件』とするものであると解するというのは理解できることではあるが、そのことの故に、何らの制限もなしに登録商標の使用の事実の立証は事実審の口頭弁論終結に至るまで許される、とすることには疑問を呈せざるを得ない」とする坂上壽夫裁判官の反対意見が付されている。

この反対意見は、「審判段階で何らの主張立証をしなかった商標権者が訴訟になって使用の事実を立証することができる点についての疑問点から出発し、例外なく使用の事実の立証を訴訟でなし得るとした多数意見に反対の立場を採ったもの²」であるが、「公平の観点からも見ても、

1 最高裁判所民事判例集45巻4号538頁。